

沖縄県がん診療連携協議会要項

平成20年7月15日制定

(設置)

第1条 がん診療連携拠点病院の整備に関する指針(平成20年3月1日厚生労働省健発第0301001号)に基づき、琉球大学医学部附属病院(以下「琉大病院」という。)に沖縄県がん診療連携協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 琉大病院の病院長
- (2) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院(別表1)の病院長
- (3) 沖縄県医師会長
- (4) 沖縄県薬剤師会長
- (5) 沖縄県看護協会会長
- (6) 沖縄県政策参与
- (7) 沖縄県福祉保健部長
- (8) 琉大病院のがんセンター長
- (9) 琉大病院の医療福祉支援センター長
- (10) 琉大病院の薬剤部長
- (11) 琉大病院の看護部長
- (12) 琉大病院の事務部長
- (13) 沖縄県の地域がん診療連携拠点病院から 各2人
- (14) 患者の立場の者 1人
- (15) 患者の家族の立場の者 1人
- (16) 患者の遺族の立場の者 1人
- (17) 有識者 若干人
- (18) その他琉大病院の病院長が必要と認める者 若干人

2 前項第3号及び14号から第18号に規定する委員は、琉大病院の病院長が委嘱する。

3 第1項第14号から第18号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 第1項第14号から第18号に規定する委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、がん診療に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 沖縄県におけるがん診療の連携協力体制及び相談支援の提供体制その他のがん医療に関する情報交換に関すること。

- (2) 沖縄県内の院内がん登録データの分析，評価等に関すること。
- (3) がんの種類ごとに、沖縄県においてセカンドオピニオンを提示する体制を有するがん診療連携拠点病院を含む医療機関の一覧の作成・広報に関すること。
- (4) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整に関すること。
- (5) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧の作成に関すること。また、我が国に多いがん以外のがんについて、地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (6) 沖縄県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画の作成に関すること。
- (7) その他沖縄県のがん対策推進計画等に関し必要な事項に関すること。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、琉大病院の病院長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(部会)

第8条 幹事会には必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の設置、委員の構成、調査検討事項、その他運営事項等は議長が決める。

(事務)

第9条 協議会の事務は、琉大病院の事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成20年7月15日から施行する。

2 この要項施行後、最初に委嘱される第2条第1項第14号から第18号に規定する

委員の任期は、同条 3 項の規定にかかわらず、平成 2 2 年 3 月 3 1 日までとする。

別表 1 (第 2 条第 1 項第 2 号関係)

沖縄県の地域がん診療連携拠点病院	那覇市立病院
	沖縄県立中部病院
	北部地区医師会病院